

報告 4

三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を廃止する告示について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 25 条第 3 項の規定により，三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を廃止する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由